

## 議案第 77 号

### 狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

狭山市印鑑条例（昭和 50 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の見出し中「交付申請」を「交付」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（当市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 狭山市事務手数料条例（昭和 51 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。  
別表の 19 の項中「第 14 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

平成 28 年 11 月 29 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

市民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において印鑑登録証明書を交付するサービスを実施したいので、この案を提出するものである。